

令和5年1月26日

各 自 治 会 長 様

小清水町長 久保 弘志

令和4年分の確定申告について

令和4年分所得に係る確定申告の受付につきまして、下記のとおり実施いたしますので、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 申告期間

令和5年2月16日（木）～令和5年3月15日（水）
（還付申告は、2月15日以前でも相談及び受付を行っております。）

2. 受付場所等

【網走税務署】

【小清水町役場 町民生活課税務係】

窓口での混雑を避けるため、必要書類をお預かりして、一度ご帰宅いただく場合もありますのでご了承願います。

3. 注意事項

- ・スマホやパソコンなど、ご自宅からのe-Tax（電子申告）の積極的なご利用をお願いいたします。
詳しくは、別紙「あなたの自宅が申告会場」をご確認ください。
- ・確定申告をする際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要になります。
- ・医療費控除の申告をされる方は医療費通知書、もしくは医療費控除の明細書をご自宅で作成しお持ちください。

ご不明な点は、役場町民生活課税務係にお問い合わせください。

（町民生活課税務係）

TEL 62-4479（直通）

令和4年分の確定申告を予定されている方へ

ご自宅等からのスマホ申告 をお願いします。

確定申告会場は非常に混雑します

税務署の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設しますが、確定申告期間中は多くの方が訪れることから、大変混雑します。

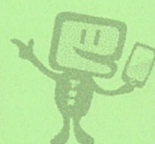
また、確定申告会場への入場には「入場整理券」（配付方法は国税庁LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場で当日配付）が必要となり、配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

スマホでご自宅等からe-Tax!

札幌国税局では、確定申告会場に来場せず、ご自宅等で確定申告の手続きが完了するe-Tax申告を推進しており、スマホやパソコンからご利用いただけます。

スマホ申告は
こちらから

特に給与所得者の方は、スマホカメラで撮影するだけで源泉徴収票の内容を自動入力できるなど、スマホでの申告が非常に便利ですので、ぜひご自宅等からご利用いただきますようお願いいたします。



確定申告の疑問はチャットボットで解決!

確定申告に関する質問は、チャットボット（ふたば）をご利用ください。質問内容を選択するか、文字で入力していただくと、AI（人工知能）が24時間自動回答します。



税務職員ふたば

ご相談はこちら



ご自宅からのe-Taxのメリット

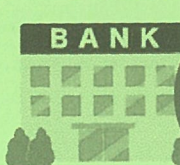
① 確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

② 還付金



3週間
程度で
還付

書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

③ 確定申告会場への来場



不要